

令和4年

全員協議会記録

令和4年11月22日

全 員 協 議 会 記 録

◇開会日時 令和4年11月22日（火曜日）
午前10時32分 開会 午後 0時00分 閉会

◇開催場所 全員協議会室

◇出席議員 15名

議 長	齊 藤 克 己 議員	副議長	安 保 友 博 議員
1 番	菅 原 満 議員	2 番	猪 原 陽 輔 議員
3 番	熊 谷 二 郎 議員	4 番	鳥 飼 雅 司 議員
5 番	内 山 恵 子 議員	6 番	齊 藤 誠 議員
7 番	伊 藤 妙 子 議員	9 番	待 鳥 美 光 議員
1 1 番	赤 松 祐 造 議員	1 2 番	小 嶋 智 子 議員
1 3 番	松 永 靖 恵 議員	1 4 番	萩 原 圭 一 議員
1 6 番	富 澤 勝 広 議員		

◇欠席議員 2名

8 番	富 澤 啓 二 議員	1 0 番	金 井 伸 夫 議員
-----	------------	-------	------------

◇出席説明員

市 長	柴 崎 光 子	副 市 長	大 島 秀 彦
企 画 部 長	中 蔦 裕 猛	総 務 部 長	伊 藤 英 雄
監査委員事務局長 兼 選挙管理委員会事務局長 兼 公平委員会局長	田 中 康 一		
企画部次長兼 秘書広報課長	茂 呂 あかね	企画部次長兼 財政課長	丸 山 洋 司
保健福祉部次長 兼 長寿あんしん課長			田 中 克 則
保健福祉部次長 兼 健康保険医療課長			櫻 井 崇
保健福祉部次長 兼 社会援護課長			梅 津 俊 之
総務人権課長	渡 部 剛	職 員 課 長	工 藤 宏
地域包括ケア 課 長	上 原 健 二		

監査委員事務局主幹 兼 選挙管理委員会事務局書記 兼
公平委員会書記 兼 固定資産評価審査委員会書記

大塚 欣也

長寿あんしん 川口 暢 総務人権
課長補佐 課長補佐 林 敬之

職員課長補佐 高嶋 敦士 職員課副主幹 安井 和男

◇事務局職員

議会事務局長 松戸 克彦 議事課長 遠藤 秀和

議事課長補佐 中村 智子 議事課副主幹 本間 修

◇本日の会議に付した案件

和光市パートナーシップ・ファミリーシップ制度について

市が被告となる民事訴訟に係る裁判費用について

高額介護サービス費の追加支給について

午前10時32分 開会

○齊藤克己議長 ただいまから全員協議会を開催いたします。

ここで、欠席届の報告をいたします。

富澤啓二議員から親族の催事出席のため、金井伸夫議員から入院中のため欠席届が出ております旨、報告をさせていただきます。

初めに、市長より挨拶をお願いいたします。

○柴崎市長 おはようございます。

議員の皆様におかれましては、日頃より市政運営に関しまして、格別の御理解、御協力をいただきまして、御礼申し上げます。ありがとうございます。

また、12月議会を控えております中、全員協議会を開催していただきまして、ありがとうございます。

本日の案件につきましては、和光市パートナーシップ・ファミリーシップ制度（案）、和光市が被告となる民事訴訟に係る裁判費用について及び高額介護サービス費の追加支給について議員の皆様にご説明をさせていただきます。

初めに、和光市パートナーシップ・ファミリーシップ制度（案）につきましては、既にお知らせしておりますとおり、現在、パブリックコメントを実施しており、その結果を踏まえまして、令和5年1月からの実施を予定しております。本制度の実施により、それぞれの生き方や価値観を認め合い、誰もが自分らしく暮らせるまちの実現を目指しております。

また、和光市が被告となる民事訴訟に係る裁判費用につきましては、和光市を被告とする訴訟が提起され、対応するための費用について、令和4年11月8日に補正予算を専決処分させていただきましたので、御報告させていただきます。

さらに、高額介護サービス費の追加支給につきましては、今回、厚生労働省の調査により、全国の3分の2程度の自治体で高額介護サービス費がシステム上の算定で一部自己負担分を加味しておらず、減少支給が発生していたことが判明いたしました。和光市でも同様に発生していたことから、追加支給を実施いたしますので、報告させていただきます。

なお、詳細につきましては、総務部長及び保健福祉部次長より説明をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○齊藤克己議長 ここで、市長は公務のため退席いたします。

〔柴崎市長退席〕

本日の案件は、和光市パートナーシップ・ファミリーシップ制度について、市が被告となる民事訴訟に係る裁判費用について、高額介護サービス費の追加支給についての3件でございます。

初めに、和光市パートナーシップ・ファミリーシップ制度について担当所管から説明をお願いいたします。

伊藤総務部長。

○伊藤総務部長 それでは、説明させていただきます。

パートナーシップ制度につきましては、平成30年9月議会において、和光市におけるパートナーシップの公的認証及び性的少数者に関する諸問題への取組に関する陳情が採択され、その後、市においては、他自治体の調査、市民や職員の理解を深めるための啓発活動を行うことで多様性を認めるまちづくりに向けた取組について検討することといたしました。

その後においても各種の取組を進め、近隣市との連携等を模索しておりましたが、県内における先進市の取組状況、埼玉県における性の多様性を尊重した社会づくり条例の制定、また東京都におけるパートナーシップ宣誓制度の運用が開始されるとの情報を受け、本市においても今年度中に制度を創設すべく協議を進めてまいりました。

そして、10月28日には、男女共同参画推進会議での協議を経て、現在、パブリックコメントを実施しているところでございます。

今後は、本日の御意見等を踏まえながら、来年1月10日からの運用を目指して取り組む予定としております。

それでは、資料に基づきまして、総務人権課長から説明をさせていただきます。

○齊藤克己議長 渡部総務人権課長。

○渡部総務人権課長 それでは、説明をさせていただきます。

本日、資料を3枚配らせていただいております。資料1、和光市パートナーシップ・ファミリーシップ制度（案）について、資料2のチラシは制度開始後に市民周知等において活用しようと考えております。そして、資料3は、今回の要綱（案）を事前配付させていただきました。では、資料1を御覧ください。

まず、目的でございますが、性的少数者の方々については、マイノリティーであるがゆえに、様々な面で困難や生きづらさを感じている状況にあると言われております。そのような中で、1人1人がお互いの人権を尊重し、多様性を認め合い、誰もが自分らしく生きることのできる社会の実現を目指すことを目的としております。

2の概要としましては、一方または双方が性的少数者であるお二人が、お互いを人生のパートナーとして日常生活において継続的に協力し合う関係であることを市に届け出ると、市から届出受理証明書とカードが交付される制度となります。

この制度については、法律上の権利・義務を生じさせるものではございませんが、届け出たお二人が、お互いに人生のパートナーとして、自分らしく安心して暮らせるよう、市としても応援するとともに、この制度を通じて市民の皆さんに多様性への理解を深めていただくことを期待しております。

次に、3の対象ですが、パートナーシップについては、届け出のお二人のことを指しますが、ファミリーシップにつきましては、届け出のお二人の子供ですとか親などを含めた関係を想定しております。

では、届け出るとどうなるか、そのメリットということですが、資料2のチラシの裏面を御覧ください。裏面の真ん中よりちょっと下の四角で囲ってあるところです。

御存じのとおり、日本では、同性同士の婚姻は法律上認められてはおりません。そのような中で、この制度ができるということは、市が公的に認めるということで、届け出た方々の心理的、精神的な面で大きな意味合いがあるというのが第一義的なメリットとなります。

そのほかとして、資料にあるとおり、民間では生命保険の受け取りですとか、携帯電話の家族割が使えるなどのメリットがあります。

また、県内自治体の例を見ますと、市営住宅における同居の条件として、親族と同様に扱われること。また、税の証明書の発行に関して、同居の親族と同様に扱われて、委任状が要らなくなるなどが挙げられます。

いずれにしても、多くの市民、事業者の皆様の御理解、御協力を得ながら、差別や偏見のない、誰もが自分らしくいきいきと生活できる社会の実現に向け、様々な働きかけをこれからしていきたいと考えております。

○齊藤克己議長 以上で説明が終了しました。

質疑のある方は挙手願います。

伊藤議員。

○伊藤妙子議員 今回、パートナーシップ・ファミリーシップ制度ということで、大変評価しているんですけども、法的な効力というものが生じるわけではないということで、近隣3市がまだということもあって、病院等、あと警察とか、そういったところへの理解というか、そういったところは市のほうで進められるのでしょうか。

○齊藤克己議長 渡部総務人権課長。

○渡部総務人権課長 4市まとめて実施したいとは考えておりましたが、まだ実際には足並みがそろっていない状況になります。

ただ、和光市内にも病院等がございます。制度が創設された暁には、こちらからこういう制度があるんですということで、病院等、市内に5つございますけれども、そちらのほうに周知をしていきたいと考えております。

○齊藤克己議長 伊藤議員。

○伊藤妙子議員 杉並区のほうで1件、パートナーの親が認知症で徘徊してしまっていて、保護されて迎えに行ったときに、理解されていなかったというような事例を見たんですけども、警察の、そういった親族としての理解はしていただけるのかどうか。このファミリーシップ制度なので大丈夫なのかなとは思いますが、その辺、警察とかはどうなんでしょうか。

○齊藤克己議長 渡部総務人権課長。

○渡部総務人権課長 今の事例を初めて聞いたわけですが、当事者の方にはいろいろな課題、いろいろな問題、困難さがあると思います。そういうことをこちらのほうに御相談を受けながら、いかにそれを改善していくかというところで、男女共同参画の担当部署であります

ので、積極的にそういうところは解決できるように、こちらでできることはやっていきたいと考えております。

○齊藤克己議長 伊藤議員。

○伊藤妙子議員 ぜひよろしく願いいたします。

○齊藤克己議長 鳥飼議員。

○鳥飼雅司議員 今回、このパートナーシップ・ファミリーシップ制度が創設、進められていくということなんですけれども、実際に、先ほどどういったメリットがあるのかというところで、民間ではある程度のメリットが分かるんですけれども、国がどういうふうやっていくかというところを注視して、それに準拠して市も多分追いついていくのかなと思うんですけれども、実際に和光市独自のメリットは、今どこら辺まで想定されているのか。全く法的効力がないというところで、受理証明書と受理証明カードというのをお渡しするというところまでなのか。それとも、市の方策というのは何か考えているのか。もしも分かれば教えていただきたいです。

○齊藤克己議長 渡部総務人権課長。

○渡部総務人権課長 先ほどの例としては、まず1つ、県内の例としては、市営住宅の件を挙げました。市営住宅、当市にはございませんが、同居の条件としては、同性パートナーの方も認めるという形になっております。

もう一つ、税の証明書、これも同居であっても同性のパートナーの方は、今、委任状が必要となっております。今回、この制度ができるということで、内々で調整をしているところですが、この証明書を使えば、親族と同様に扱われて、委任状が要らなくなるような手続を当市でもできるのではないかと考えております。

また、先ほどの伊藤議員にもお伝えいたしましたけれども、まだまだいろいろな課題、困難さがあると思うんですね。まだ表面上出てきていないものもあると思います。そういうものは、今後、御相談を受ければ、その解決に向けて一緒に当たっていききたいと考えております。

○齊藤克己議長 鳥飼議員。

○鳥飼雅司議員 また、このパートナーシップ等々のところで、市民からの相談があった場合の担当は、総務人権課が受け持ってやっていくということなのか。実際にパートナーシップを結んだほうがいいのか、ファミリーシップをやったほうがいいのか、そこの部分で迷っている市民も多分いらっしゃると思うんです。そこら辺の対応はどのようになるのか。

○齊藤克己議長 渡部総務人権課長。

○渡部総務人権課長 市の窓口としては、総務人権課が担当となることは確かでございます。

ただ、お二人の気持ちですとか、そういうところを踏まえると、なかなか当事者でしか分かり得ないこともありますので、例えばレインボーさいたまの会のことを御紹介したり、あとは相談窓口、これも県のほうでもいろいろ設置しておりますので、そういうところを御案内したりして、適切な方法で、何とか悩みですとか相談には乗っていきたいと考えます。

○齊藤克己議長 赤松議員。

○赤松祐造議員 この制度は、平成30年に陳情があり、総務環境常任委員会で審査、そのとき私は委員長をしていました。賛成多数で採択したのですが、それが進み、議会としてはこういう形でできたのは、本当にありがたいと思います。

ただ、1点、さっきの説明の中で、メリットが受けられるという表現があるんだけど、メリットというか、これは要するに今まで差別されていたことがなくなるということで、メリットじゃなくて、そうなりますということじゃないかなと。メリットといたら、全体に対して得するよということなんだけれども、言葉が気になるんですけども、そこはいかがでしょうか。

○齊藤克己議長 渡部総務人権課長。

○渡部総務人権課長 メリットという表現を使いましたが、確かにこれができるからパートナーシップを結ぶということではないと思います。先ほどの説明でも申したとおり、届け出た方の心理的、精神的な面で大きな意味合いがあるというのが、第一義的にこの制度の意味だと考えておりますので、そのように進めたいと思います。

○齊藤克己議長 赤松議員。

○赤松祐造議員 あと1点、難しい問題、相続の問題だとかいろいろなことがあると思うんです。その辺がよく分かるような、補足してとか、ガイドラインの説明はされたらいいと思います。これはお願いします。

○齊藤克己議長 熊谷議員。

○熊谷二郎議員 陳情がこういった形で実現できたことに敬意を表しますが、これは要綱扱いという形で進めていくわけなんですけれども、2点伺います。実際には条例ではなくて、要綱扱いにした理由についてと、あと、この告示は令和5年1月10日から施行するとなっていますが、1月10日という理由、この2点を伺います。

○齊藤克己議長 渡部総務人権課長。

○渡部総務人権課長 県内の例を見ますと、要綱で進めております。市民に対して義務を求めるとなれば、当然条例なのかなと考えますが、今回に関しては、そういうものではございませんので、ほかの他市の例にも倣って要綱で進めていっております。

また、1月10日としたことなんですけれども、1月10日から受付をさせていただくのですが、資料2のチラシの裏面の一番上に、届出を希望する日の1週間前までに予約してくださいという形にしております。これは、男女が婚姻届を出すのに、なるべく同じような形で今回考えておりましたが、同性カップルの方がお二人で来たときに、今回は個室を用意したり、持ってきていただくものを事前に説明したりするために、今回、事前に予約を受けたいと思っております。1月4日から予約を受け付けすると、1週間後で10日になりましたので、今回は10日から運用することにさせていただきました。

○齊藤克己議長 富澤勝広議員。

○富澤勝広議員 資料3を確認したいんですけども、要綱（案）が出ていて、本文を見ると、目的のところに、この告示はという表現をしているんですけども、告示というのは市民に知らせるための行為だと思うんですよ。それを本文中に告示と入れた理由は何でしょうか。そこだけ確認したいんです。

○齊藤克己議長 渡部総務人権課長。

○渡部総務人権課長 今回の制度を広く市民の方にお知らせするというので、今回、要綱ですが、告示という表現を、政策法務と調整しながら、この表現にしております。

○齊藤克己議長 富澤勝広議員。

○富澤勝広議員 よく分からないのは、要綱が決まっている、それを市民に知らせるための告示かなと思うんですよ。それをこの中に入れたということは、どういうことなのかという質問なんです。

○齊藤克己議長 渡部総務人権課長。

○渡部総務人権課長 御指摘の趣旨を今理解いたしましたので、政策課と協議を進めながら、この表現をもう一度考えたいと思います。ありがとうございます。

○齊藤克己議長 伊藤議員。

○伊藤妙子議員 確認なんですけれども、手続き方法の中に、「届出を希望する日の一週間前までに届出日時を予約」とありまして、チラシの裏側に、「お問合せ（予約先・来庁時の窓口）」ということで、一番下にあるのが予約先になると思うんですけども、受付時間が開庁しているときにお電話でということになると思うのですが、その後にEメールが入っているんですが、Eメールでも予約を受け付けるというような理解でよろしいでしょうか。

○齊藤克己議長 渡部総務人権課長。

○渡部総務人権課長 この8時半から5時15分の間までにお電話できない方などもいらっしゃると思いますので、Eメール等でもやり取りができれば、当然受付をさせていただきます。

○齊藤克己議長 伊藤議員。

○伊藤妙子議員 さいたま市のパートナーシップ制度で、受付がファクスでも24時間受け付けているというようなことを見たんですけども、そうした対応というのは、今後考えていく予定とかありますでしょうか。

○齊藤克己議長 渡部総務人権課長。

○渡部総務人権課長 ファックスは当課のほうにも設置はしておりますが、職員であれば誰でも見られるような場所に置いてあります。当課が、御存じのとおり個室といいますか、限られた職員しか出入りできるわけでもございませんので、もしもその情報が来てしまった場合、職員ですので誰でもいいとは思いますが、アウトティングとまではいきませんが、その情報になるべく当たらず担当課の中で収めていきたいと思っておりますので、ファクスでもできるという他市の事例もあるのは承知しておりますので、そこら辺は進めながら、ファクスでもできないかという御要望等が多ければ、そういう形でも取り入れることもできるのかなと

は思いますので、そこは検討させていただきます。

○齊藤克己議長 安保議員。

○安保友博議員 そもそも話なんですけれども、この要綱を定めることになった経緯、どういう発端、議論があって、こうなったのかというところをもう一度確認したいんですけれども、よろしいでしょうか。

○齊藤克己議長 渡部総務人権課長。

○渡部総務人権課長 要綱を定めるようになった、この制度創設、やることになった経緯ということでよろしいですかね。こちらに関しましては、先ほど部長のほうからも説明させていただきましたが、平成30年9月の議会において、和光市におけるパートナーシップの公的認証及び性的少数者に関する諸問題への取組に関する陳情が採択されたことにあります。その当時の総務人権課の回答としましては、パートナーシップ制度というものではなくて、性的少数者に対しての市民への周知ですとか啓発、そういうところをまず進めてまいりますということで議会にはお答えをしております。

その後、男女共同参画推進審議会に諮問や答申を行ったり、公文書における性別記載欄の削除ですとか、広報わこう、これ3月号に特集を組んでいるんですけれども、おるご〜るにおいて性の多様性について考えよう。また、庁内連絡会議における啓発、あとは男女共同推進セミナーですとか講演会などを行いまして、まず環境を整えてきたというところがございます。

令和3年10月には、4市の課長会議におきましては、4市なるべくそろえて進めたいということで考えを出したところがございますが、今年度に入りまして、若干状況は変わってきたと。既に県内で約半数の自治体においてパートナーシップ制度が始まってきた。また、県のほうでは条例が制定される見込みがある。東京都においてもパートナーシップ制度の条例が11月から動き出しそうだというような状況を踏まえまして、今年度の5月に和光市としても、この制度を進めていきたいということで意思決定をして現在に至っております。

○齊藤克己議長 安保議員。

○安保友博議員 ありがとうございます。分かりました。

今回、パートナーシップの話と同列なのか分からないんですけれども、例えば夫婦別姓を採用するかどうかとか、そういう話もあると思うんですけれども、趣旨からして、全ての人が自分らしく生きるということがあるのであれば、それは市として進めていくというのが一つの取組としてはいいのかなと、ある程度の理解はするところなんですけれども、それを国がまだそこまでいっていないという段階で、和光市が独自に進めていくという話をするときに、和光市だけで完結する話だということなのか。それとも和光市としてはこういう取組をしているから、国としてもそういうふうやってほしいということ国に上げていくのか、その辺まで考えているのかどうかについてはいかがでしょうか。

○齊藤克己議長 渡部総務人権課長。

○渡部総務人権課長 今の夫婦別姓などは、議論はされていますけれども、まだ実現はされて

いないと。当然戸籍法ですとか、そこら辺も絡んできている中で、和光市としてどこまで議論ができるのかというところは、非常にあるものと思います。

男女共同参画の審議会においても、議論はそこまではしておりませんが、夫婦別姓については、おるご〜るなど市民の方にこういう議論が今されていますねという形での啓発とございますか、問題提起等は進めているところです。

これについては、最終的に和光市で完結できる、どうこうできる問題ではないと思います。国の動向等を見ながら、市ができることはやっていけるのかなと思いますので、そこら辺は注視していきたいと思います。

○齊藤克己議長 安保議員。

○安保友博議員 一つの例として夫婦別姓の話を出したので、話が脱線したと思うんですけども、かなりナイーブな問題だと思うので、これに対して賛成なのか反対なのかという話はそれぞれあると思うんです。そこもしっかり踏まえた上で慎重にやっていただきたいなというところがまず一つあります。

それと、先ほど予約制にして個室対応にするという話がありましたけれども、これも分からなくはないんですけども、平等に扱う、同じように扱うと言っているのに、個室対応って、もうその時点で矛盾しているのではないかと思うんですよ。その辺はどういうものなのか。

分からないわけじゃないんですけども、もう一度その辺をどういう話があってそうなったのかももう1回確認したいと思います。

○齊藤克己議長 渡部総務人権課長。

○渡部総務人権課長 個室対応というところですけども、個室対応は強制ではございませんので、個室を用意してくださいということであれば、個室で対応したいと思っております。

安保議員が今おっしゃったとおり、前提としては同じような形でやっていきたい。戸籍住民課で扱う戸籍の届出と同じようにやっていきたいというのが大前提にあることは確かです。

○齊藤克己議長 小嶋議員。

○小嶋智子議員 今回、これを決めるに当たって、当事者の方からのお話や御意見を伺ったというような経緯はあるのでしょうか。

○齊藤克己議長 渡部総務人権課長。

○渡部総務人権課長 まず、平成30年9月の当事者からの陳情にはなります。その後もレインボーさいたまの会の方と市長との面談が、令和元年度と令和3年度に行っております。

今回の案等をつくる中でも、先月の初めにレインボーさいたまの会の方と面談して、和光市では今こう考えているということで、今、他市の例とかを見てつくっているんですけども、こんな形でどうだろうかですとか、そういう打合せを行って、今回はこの制度を定めております。

○齊藤克己議長 小嶋議員。

○小嶋智子議員 そうしますと、やはりそこで出た御意見とかを参考にしてつくったということでもよろしいのでしょうか。

○齊藤克己議長 渡部総務人権課長。

○渡部総務人権課長 はい、そのとおりです。

○齊藤克己議長 鳥飼議員。

○鳥飼雅司議員 1点確認させていただきたいのが、このパートナーシップ及びファミリーシップ届出に対する要綱というところで今回出されたんですけれども、先ほど渡部課長からも言われていたように、県内の他市を参考にしてつくったとおっしゃられたんですけれども、実際にやっている自治体の何か所かを選んで参考にしたのか。それとも、先進的なところを参考にこの要綱をつくっていったのか、そこら辺の経緯をもう少し教えていただきたいと思うんですけれども。

○齊藤克己議長 渡部総務人権課長。

○渡部総務人権課長 まず、今回、初めて他市の例を見始めたというわけではなくて、当然昔から他市がどういうことをやっているのか情報収集をしておりました。

ここ最近では、当然パートナーシップだけではなくて、ファミリーシップも始まってきました。さいたま市が制度を変えましたので、11だと思えるんですけれども、どここの市というよりも、何か所かを見て、こういうやり方があるんだということで要綱の案ですとか制度の構成などを考えてきたところです。

○齊藤克己議長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」という声あり〕

それでは、ほかに質疑がありませんので、以上で、和光市パートナーシップ・ファミリーシップ制度についての質疑を終結いたします。

次に、被告となる民事訴訟に係る裁判費用について。

それでは、この裁判費用について説明をお願いいたします。

伊藤総務部長。

○伊藤総務部長 それでは、和光市が被告となる民事訴訟に係る裁判費用について説明します。

こちらについては、和光市を被告とする戒告処分取消等請求事件が提起され、当該訴訟に対応するため必要な費用を増額補正するとともに、当該訴訟に係る委託の債務負担行為の設定について令和4年11月8日に専決処分を行っております。

なお、当該訴訟の詳細については職員課長より説明させます。

○齊藤克己議長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 それでは、和光市が被告となる民事訴訟に係る裁判費用について説明させていただきます。

お手元の資料を御覧ください。

それでは、この資料に沿って説明をさせていただきます。

初めに、補正予算の内容でございますが、令和4年10月14日付で、さいたま地方裁判所第5民事部から通知があった和光市を被告とする戒告処分取消等請求事件について、当該訴訟に関

する業務を弁護士に委任する訴訟委託料を計上するほか、当該訴訟が年度をまたいで行われる見込みであることから債務負担行為を設定するものでございます。

続きまして、訴訟の概要でございますが、和光市長が令和4年3月29日付で行った原告に対する戒告処分取消し及び和光市公平委員会が令和4年8月24日付で行った却下決定の取消しを求めるとともに、和光市に対し、慰謝料として330万円及び遅延損害金の支払いを求めるものでございます。

今後の予定でございますが、11月25日が答弁書の提出期限、12月2日が口頭弁論の期日となっております。

○齊藤克己議長 それでは、以上にて説明が終了いたしました。

ただいまの内容は、12月定例会に上程される議案第68号の内容でありますので、議会のスムーズな運営について御理解の上、この場にて質疑を願いたいと思います。

それでは、質疑のある方は挙手をお願いいたします。

鳥飼議員。

○鳥飼雅司議員 何点か伺いたいの、この戒告処分の取消等の請求事件ということで上がってきているんですけども、民事訴訟になる前に、こういった戒告処分に対しての不服というか、そこら辺のことは職員課にあったのか。どうしてこの時点で上がってきて、こういう対応になってしまったのか。そこまでの間に、市はどういったことが行われていたのかを伺います。

○齊藤克己議長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 ただいまの御質問でございますが、令和4年3月29日付で市のほうで戒告処分を行っております。それを受けまして、原告が公平委員会に対して不服申立て等を行っております。

○齊藤克己議長 鳥飼議員。

○鳥飼雅司議員 その不服申立てに対して、該当する職員に対してどういった説明をされてきたのか。こういうことだからしょうがないんだよというのか、こういう処分になったんだという、その理解というのは、わだかまりがあったから裁判になってきたのではないのかなと思うのですが、そこら辺の対応というのはどうだったのか伺いたいです。

○齊藤克己議長 田中公平委員会局長。

○田中公平委員会局長 公平委員会に対しましては、令和4年6月2日の日に、請求人から不利益処分に対する審査請求書が届きました。公平委員会といたしましては、通常の場合ですと、その請求書を取りあえず受け付け、受け付けるというのは収受するという意味の受け付けなんですけれども、その請求が形式的要件を具備しているかどうかを調査いたします。形式的要件というのは、書類に不備があるかどうかとか、審査請求というのは期限が決まっていますので、請求期間を過ぎていないか。あるいは添付書類があるかどうかというような内容を審査するんですけれども、公平委員会といたしましては、要するに審査請求人が審査請求する資格を有し

ていないと判断いたしまして、却下いたしております。

○齊藤克己議長 鳥飼議員。

○鳥飼雅司議員 あともう1点伺いたいのが、この訴訟内容で、和光市に対して慰謝料として330万円及び遅延損害金の支払いを求めているんですけども、この遅延損害金は、期限が長くなれば上がってくると思うんですけども、示談は考えなかったのか。そこら辺の状況がどうだったのか伺いたいと思います。

○齊藤克己議長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 今回の事案につきましては、市民からの申出を受け、事実関係について職員課職員による聞き取り調査に加え、これまで聞き取った報告書の正確性、信憑性を高めるため、弁護士による聞き取りを実施し、これらを踏まえ最終的な判断を行っており、こちらとしては問題ないと考えております。

○齊藤克己議長 鳥飼議員。

○鳥飼雅司議員 ちなみに、現状として、330万円及び遅延損害金というのは幾らぐらいかかる見込みなのか伺いたいと思います。

○齊藤克己議長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 ただいまの御質問でございますが、訴訟提起を受けただけですので、金額についてはお答えできないのが実情です。

○齊藤克己議長 松永議員。

○松永靖恵議員 訴訟の概要については資料に書かれていまして、対象となった処分から訴訟に至る経緯がざっくりとお話はしていただいたのですが、この資料として、例えば訴状の写しは今回頂けるのでしょうか。あさってが開会日で、開会日の日に通告なしの質疑になっていますので、訴状の写しを提供していただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○齊藤克己議長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 ただいまの御質問でございますが、現状としましては、口頭弁論期日、1回目もまだ行われていない状況でございますので、申し訳ございませんが、訴状についての提供のほうは控えさせていただきたいと存じます。

○齊藤克己議長 待鳥議員。

○待鳥美光議員 先ほど事実関係の確認をして、そのように認めるに至ってということだったんですけども、そもそも戒告処分を行った基になった事実の認定というのは、市民の方から申立てがあって、委員会を開いて認定したんですかね。その辺の戒告処分になった要因である事実関係についてもう少し教えていただきたいのと、それから不服申立てに関しては、その事実自体がないということで申し立てられたのか。それとも、どういう形でこの戒告処分自体への不服が申し立てられたのか伺いたいと思います。

○齊藤克己議長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 ただいまの御質問でございますが、申出を受けまして、最終的には懲戒の審

査委員会に諮りまして、その答申を踏まえて、最終的に任命権者である市長が判断されればと認識しております。

○齊藤克己議長 田中公平委員会局長。

○田中公平委員会局長 公平委員会といたしましては、不服申立て、審査請求ですけれども、それを却下いたしました。ただ、その却下した理由が、先ほど申し上げたように、形式的要件が具備されていなかったという理由で却下いたしました。具体的な審査請求の内容、本案審査なんですけれども、それについては審査しておりません。

○齊藤克己議長 待鳥議員。

○待鳥美光議員 そうすると、先ほどもお聞きしたんですけれども、不服申立ての内容ですが、そのように認定された事実自体はないという主張だったということですか。

○齊藤克己議長 田中公平委員会局長。

○田中公平委員会局長 請求人の主張としては、懲戒処分を取り消してほしいというような主張です。あったかないかというか、趣旨はそういうことになります。それについて公平委員会は、その本案審査は行わないというか、そもそもその方が審査請求する要件を満たしていないということで却下しておりますので、その相手の請求内容については審査していないということになります。

○齊藤克己議長 待鳥議員。

○待鳥美光議員 ちょっとよく分からないんですけれども、戒告処分を行うに当たっては、その事実を認定するのに、市民からの申立てについては聞くと思うんですけれども、一方、当事者の話も聞くわけですよね。その時点で納得の上というか、そういう形にならなかったということですか。一方的に事実認定が行われた。言葉は悪いんですがそういうことですか。

○齊藤克己議長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 事実関係の詳細については申し上げづらいところはあるんですが、今回の案件につきましては、関係する職員に関して事実関係を確認させていただいた上での判断ということで御理解いただければと思います。

○齊藤克己議長 待鳥議員。

○待鳥美光議員 ということは、当事者の話は聞いていないことになりますか。

○齊藤克己議長 論点を整理した上で答弁してください。

伊藤総務部長。

○伊藤総務部長 まず、事案が生じるきっかけというのは、被害者となる方の市民から職員課に、こういった職員からの不誠実な対応がされましたという申出がなされました。それを受け職員課としては、加害をしたと思われる職員と、そのときに同席していた職員からそれぞれ事情を聞きました。そういった中で、やはり職員のほうに公務員としての行動に失する部分があるなという判断をして、その事実関係を市長に報告し、その結果市長から懲戒委員会に諮りますということになりました。その中で本人の弁明ももらうわけですけれども、そういう事実行

為ではないと本人は否定しました。職員課の調査だけだと、事実の信憑性や職員が身内の調査となると、公平性に欠ける部分もあるかもしれないということで、第三者である弁護士に調査を委託しました。そこで、公平性、事実の信憑性、専門家の立場での聞き取りをした中での事実行為というのが、やはり懲戒処分に当たると判断されました。ただ、その前段として、本人は懲戒処分について納得できないとのことから、その方から弁明書の提出は求めています。やはり懲戒する側とされる側では、当然認識が一緒であれば、それは深く反省して終わるかもしれないんですけども、やはり納得できないという部分もあったというところでは弁明をもらっているところですが、客観的に第三者の調査によっても、その職員の行為が公務員としての公務員法上の違反に当たると判断し、懲戒処分をしたという形になります。

○齊藤克己議長 齊藤誠議員。

○齊藤誠議員 ただいまの説明でありました弁護士への調査委託の弁護士というのは、どなたになるのですか。

○齊藤克己議長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 当市の顧問弁護士にお願いしております。

○齊藤克己議長 齊藤誠議員。

○齊藤誠議員 顧問弁護士であると、客観的な視点から見ることができるのか、ちょっと疑問に思ってしまうんですけども、その辺は問題なかったのでしょうか。

○齊藤克己議長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 顧問弁護士ではございますが、弁護士でございますので、その辺は客観的に審査のほうをさせていただいているところでございます。

○齊藤克己議長 安保議員。

○安保友博議員 今回、訴訟提起をされたということで補正予算を組まれているわけですが、そもそも現在係争中の案件はほかにあるのか伺いたいと思います。

○齊藤克己議長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 現在係争中の案件でございますが、今回の件を除いて1件ございます。

○齊藤克己議長 安保議員。

○安保友博議員 その内容は。

○齊藤克己議長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 こちらにつきましては、懲戒処分の取消請求に係る事件でございます。

○齊藤克己議長 安保議員。

○安保友博議員 そこでは弁護士費用はかかっていないのでしょうか。

○齊藤克己議長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 弁護士費用につきましては、着手金ということで昨年度、支払いをしております。

○齊藤克己議長 安保議員。

○安保友博議員 どこから出たものですか。

○齊藤克己議長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 委託料でございます。

○齊藤克己議長 安保議員。

○安保友博議員 質問の趣旨として、今回、補正予算として議案として出てきているというものと、前回の話を比べているということが質問の趣旨なので、もう一度確認したいんですけども、前回は議会に諮らずにそういう形にしたというのと、今回そうなったという話はどういう違いなのかということの質問です。

○齊藤克己議長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 今回の件につきましては、提起されて、年度内に訴訟が終結する見込みがないことから、債務負担行為を組むために今回、補正予算という形で専決をさせていただいたところでございます。

今、もう1個の係争中の案件につきましては、提起されたのが昨年度の末で、債務負担行為が組めなかったものですから、予備費で対応させていただいているところでございます。

○齊藤克己議長 安保議員。

○安保友博議員 今回、訴訟を提起され、応訴することに自体は、議会の議決事件ではないということですけども、逆に補正予算を組んでいただいて、それを議会に諮っていただくということは、それは丁寧な対応という意味ではすごくいいことだと思っています。それに対して、昨年度の1件の話というのは、議会側としては全く知らされてなく、公表もされていない。今回の話も、内容については、正直、何の話なのかよく分からないという状況。そこの部分について、情報を適切に開示していただいて、少なくとも訴訟なので、個人情報云々の話というのは、少なくとも公開されている裁判の話なので、そこを市側が殊さら隠す必要もないし、訴状が出せないという話も先ほどありましたけれども、訴状が既に出ているわけですね。それに基づいて補正予算専決しましたよという話で、それをどうするかという話を今、議会に諮られている話だと理解していますけれども、それをなぜ出せないのかというのは分からないんですけども、もう一度お願いします。

○齊藤克己議長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 今回、訴状をお出しできないということでお答えさせていただいたところですが、まだ裁判が始まっていない状況でございます。今後、裁判の審議内容に影響が出るおそれがあることから、今現在お出しはできない状況でございます。今後につきましては、適宜、議員に対しての報告はさせていただきたいと考えております。

○齊藤克己議長 伊藤総務部長。

○伊藤総務部長 議員おっしゃる、多分裁判公開されているから、情報は公にしてよろしいのではないかという趣旨の下の御質問かと思われま。裁判の公開は憲法で定められているわけですけども、裁判を一般に公開して、裁判が公正に行われることを制度として保障し、ひい

では、裁判に対する国民の信頼を確保しようとするところであるというのが、憲法が定めている裁判の公開をしている理由というか、考えらしいんです。それは最高裁の判例として上がっています。

言わんとするところ、裁判の公正な実施と裁判に対する国民の信頼確保が憲法が公開を定めている目的であって、あくまでも不特定多数に知らせることを裁判の公開ということではないということで、一番心配されるところが、裁判の内容を公開する、いわゆる不特定多数に伝えるようなことをすることが、裁判相手方に対するプライバシー侵害等に当たる可能性があると考えられているということらしいです。今の段階であまり裁判内容を公にすることは、我々被告になりますけれども、原告側に対してのプライバシーの侵害に当たるおれがあるので、我々とする、慎重にそこはまだ裁判途中なものですから、申し上げられないという状況でございます。

○齊藤克己議長 安保議員。

○安保友博議員 言わんとすることは理解しますけれども、だったら、こちらとしては、分からないけれども認めると言われていると受け取りますけれども、それでいいですか。

今の話、プライバシーの話とかありますけれども、議会が何のためにあるのかという話ですよ、もうこれは。

○齊藤克己議長 伊藤総務部長。

○伊藤総務部長 裁判の内容につきましては、これからの話なので、裁判の結果が出たものに対しては、当然報告はしていくつもりです。

ただ、これからの内容のものなので、答弁を控えさせていただきますということをお願いしていることであります。

あくまでも訴訟の相手方が申し立てているのは、市が今年の3月29日に行った戒告処分の取消しを求めているもの、公平委員会が行った処分に対して却下決定の取消しを求めていることに対しての裁判に応じていきますよという補正の内容です。

○齊藤克己議長 安保議員。

○安保友博議員 まだ始まっていないから、ある程度できたときに、今説明するというお話がありましたけれども、私のほうで確認したら、実は去年もう1件ありましたと、その話、もう裁判進んでいるんですね。その1件の報告がないのはなぜなんですか。今の話と矛盾しています。

○齊藤克己議長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 ただいまの御質問でございますが、確かに御報告はさせていただいていない状況でございます。申し訳ございませんでした。

今後につきましても、今、係争中で、書面のやり取りはしているところですが、適宜、今の御指摘を受け、対応を考えてまいりたいと考えております。

○齊藤克己議長 安保議員。

○安保友博議員 数え切れないほどのものがあって、これということではないんですけれども、適正に適切に議会に対して情報提供していただければ、正しい判断はできないと思っています。訴えられました、だけど、それは予備費で対応したから報告もしませんでしたというのが前回の話。今回は、債務負担行為が絡んでくるから補正予算組むから議案にしましたみたいな話になってきたときに、何て言ってもいいか分からないですけれども、もうちょっと情報共有してもらえないですかね、根本的に。後で説明をしたらハレーションが起こるとか、そういう問題ではないと思うんですよ。議会に情報を提供してくださいよ。

○齊藤克己議長 その点について丁寧な答弁をお願いいたします。

伊藤総務部長。

○伊藤総務部長 まず、情報共有の点で1点だけ、今の話とずれるところがあるかもしれないんですけれども、今回の裁判費用の基となった戒告処分の情報としましては、3月29日に職員に対して処分を行いました、3月30日付で議会の議長宛てに、こういった処分を行いましたというような報告はさせてもらっています。そういったところの積み重ねで、お互い情報共有をしていかなければならないのかなと考えておりますが、まずこの裁判に関しては、そういう形での情報は共有させてもらっていると考えております。

○齊藤克己議長 安保議員。

○安保友博議員 今回の件に関しては、今言いましたけれども、補正予算を組んでこういった議案にしているから、それはある程度の情報はこちらにもいただけるということで、これはいいことだと思いますという話はさっきも言いましたけれども、もう1件は、そもそも訴えられたことすら言われていないし、予備費を使いましたということも知らないし、それはもちろん決算を見たら載っているかもしれないですけれども、それも質問がなかったから、それで通っちゃったんだと言えばそれまでですけれども、そうじゃなくて、実際に市が訴えられて、それに対して税金から弁護士費用を支出していて、それは市民に直接関わってくる話じゃないですか。そういうことも含めて情報提供というのは丁寧にしてほしいですという話が私の意見なので、お願いしたいと思います。

○齊藤克己議長 伊藤総務部長。

○伊藤総務部長 今、議員のおっしゃるとおり、情報の共有が薄かったなというのは非常に反省しております。これは遡って情報共有しましたということではできませんので、今後においては、そこら辺をしっかりと対応させてもらいたいと思います。

○齊藤克己議長 菅原議員。

○菅原満議員 この裁判の関係で、お願いする弁護士事務所というのは、従来と同じところになるのかどうかだけ確認させてください。

○齊藤克己議長 工藤職員課長。

○工藤職員課長 今回のお願いする弁護士につきましては、顧問弁護士の豊泉弁護士になります。本案件につきましては、今回、豊泉弁護士に事実関係の確認を行っていただいていること

から、事案について熟知していることから委任するには、今回、最も適任であると考えております。

○齊藤克己議長 菅原議員。

○菅原満議員 今回の説明で分かる部分もありますけれども、大分裁判の件数が増えているということを考えると、顧問弁護士の事務所だということ、和光市のことも分かっているという点もあるかと思うんですけれども、件数が増えてくるということを考えると、やはりほかの事務所にもお願いするというか、考えていくという必要も、仕事の負荷量だとかいろいろな対応だとか考えると、そういったこともあるのではないかなという気もするのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○齊藤克己議長 伊藤総務部長。

○伊藤総務部長 議員おっしゃるとおり、顧問弁護士が抱えている件数も多くなってきているのかなというのは、我々としても承知しております。

今回の訴訟に関しても、ほかの弁護士にお願いしたほうがよいか検討はしました。しかし、今回の案件が実際、懲戒処分を行うに当たったときの事実関係の調査をお願いした弁護士でありまして、その事実関係を自分のところで調査し事実関係を知っているということがあったものですから、その弁護士にも相談して、こういう訴状をお願いできますかというときに確認していますが、大丈夫だということなので、今回お願いしたという経緯になっています。

○齊藤克己議長 1点、私からお聞きしたいんですけれども、公平委員会で不服申立てを形式的な要件が具備されていなかったということですが、この内容については言及できるのでしょうか。

田中公平委員会局長。

○田中公平委員会局長 どのような理由により却下というか、要件を具備していなかったという点につきましては、今後、裁判が進んでいく中での争点になってくる事項であると思われまますので、大変申し訳ありませんが、この場では控えさせていただければと思います。

○齊藤克己議長 分かりました。

それでは、ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」という声あり〕

それでは、ほかに質疑がございませんので、以上にて、市が被告となる民事訴訟に係る裁判費用についての質疑を終結いたします。

休憩します。（午前11時44分 休憩）

再開します。（午前11時45分 再開）

次に進みます。高額介護サービス費の追加支給について、担当所管から説明を願います。

田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 それでは、高額介護サービス費の追加支給につきまして、お手元にご覧いただけます資料に基づきまして御説明させていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたし

ます。

まず、追加支給の概要でございますけれども、介護保険で介護サービス1か月当たりの自己負担額の合計額が一定の上限額を超えた部分につきまして、高額介護サービス費として当該被保険者に支給している制度でございます。

今回、厚生労働省の調査によりまして、全国の3分の2程度の自治体におきまして、公費負担医療対象者の高額介護サービス費のシステム上の算定におきまして、一部自己負担分を加味していなかったことで、過少支給が生じていたことが判明いたしました。確認しましたところ、和光市におきましても同様の過少支給が生じていたために、介護保険法に基づきまして、遡及による追加支給をすることとしたものでございます。

2番といたしまして、経緯と状況でございますけれども、令和3年12月23日に厚生労働省から、一部自治体で介護保険における高額介護サービス費のシステム上の算定が適切に行われていないことを受けまして、全国の自治体に調査の通知がなされました。和光市におきましても、システム会社に確認の依頼をしたものでございます。

12月28日にシステム会社より、和光市のシステム算定上におきましても適切に行われておらず、結果、過少支給が発生している可能性があるという報告を受け、国に報告したものでございます。また、あわせましてシステム会社にシステム改修することについて確認を行ったところでございます。

令和4年1月26日に調査結果が厚生労働省から示されまして、全国の3分の2程度の保険者におきまして本来とは異なった算定により過少支給となっておりますことから、追加支給など適切な対応を行うなどの通知がなされたものでございます。

これを受けまして、令和4年9月29日に、システム会社のほうでシステムの改修が終了したという報告を受けております。こちらは無償で実施をしたものでございます。

10月に入りまして、追加支給対象者と支給額について間違いがないかの確認を行いますとともに、システムにおける算出方法の検証を行いました。また、この制度以外の他制度の給付への影響の確認を行ったところでございます。また、他の自治体の対応状況についても確認させていただきました。また、弁護士相談を行いまして、遡及期間の扱いについても確認を行ったところでございます。

その結果といたしまして、高額介護サービス費につきましては、介護保険法第200条第1項の規定によりまして、2年間の時効期間が定められておりますことから、令和3年12月から2年間遡った令和元年12月まで遡及し、追加支給することとしたものでございます。また、他の該当する自治体も、おおよそ事実確認から2年間遡及するといった形を取っているところも確認したところでございます。

なお、この令和3年12月を起点とした理由でございますけれども、先ほども御説明申し上げたように、令和3年12月の段階で市が国に対しまして過少支給があった旨を報告するとともに、追加支給に向けた準備を開始したところでございますことから、時効の中断事由であります債

務の承認があったと解釈できるために、令和3年12月を起点として2年間遡って追加支給するというふうに判断したところでございます。

3番といたしまして、追加支給対象人数と支給額でございますけれども、まず高額介護サービス費につきましては、該当者の方が17名、延べ140件、金額にいたしまして16万9,253円でございます。

高額医療合算介護サービス費につきましては、該当者が1人で1件、金額が6,461円でございます。

3番目に、介護保険利用料助成、こちらは市の独自の政策でございますけれども、こちらに該当される方が4名で延べ27件、金額にいたしまして9,308円でございます。

3つの種類を合計いたしますと、延べ22人、168件、金額にいたしまして18万5,022円ということで算出したところでございます。

今後の対応といたしましては、本日、プレスリリースを行い、12月の月上旬に該当者に対して連絡をするとともに、通知を発送いたします。12月中旬には追加支給を振り込めるような形で準備を進めているところでございます。

○齊藤克己議長 以上で説明が終了しました。

質疑のある方は挙手願います。

鳥飼議員。

○鳥飼雅司議員 ちょっと1点確認したいのが、追加支給対象人数及び支給額というところが令和元年12月まで遡するという事なんですけれども、実際に高額介護サービスだったりいろいろなサービスを使っている方たちで、遡するというのは、現状まだ御存命というか、使われている方なのかと思うんですけれども、実際にここの遡及するまでの間で亡くなられた方もいらっしゃるのか。そこら辺の対応というのはどのようにしていくのか、実際にいなければ問題は無いんですけれども、いらした方に対してはどうしていくのかを教えてくださいと思います。

○齊藤克己議長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 該当者20名のうち亡くなっている方が6名おります。この方の対応につきましては、相続人の方に通知をさしあげるとともに、追加支給に向けまして準備を進めていきたいと考えております。

○齊藤克己議長 菅原議員。

○菅原満議員 1点だけ、令和元年12月まで遡及ということで、その前に遡及期間の扱いについて確認されたということなんです、この点について、令和元年12月まで遡及したという根拠について確認させてください。

○齊藤克己議長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 令和元年12月まで遡及した根拠でございますけれども、介護保険法第200条第1項の規定によりまして時効が2年と規定されてございます。この時効の起点をい

つにするかというところがございますけれども、令和3年12月に和光市が過少支給しているということを事実として把握したところがございますことから、この時点から遡って2年ということで、令和元年12月から遡及して支給するといったような対応を図ろうと考えております。

○齊藤克己議長 熊谷議員。

○熊谷二郎議員 対応するのが全国の3分の2の自治体ということなんですけれども、これは制度上のいわゆる解釈間違いで起こったのか。それとも、システム改修をする上でシステム会社がミスをしたのか。その辺について伺います。

○齊藤克己議長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 今回の過少支給の原因でございますけれども、基本的には各制度ができるときには、システムの開発元と厚生労働省ですとか各省庁等々と疑義があった場合に、確認を行いながらシステム設計をして、その設計について市町村の確認を取って決定していくといったような基本的な流れだと認識しているところでございます。

今回の事例につきましては、今おっしゃったように全国の約3分の2の自治体で適切な計算が行われていなかったということでございますので、当時のやり取りの内容につきましては定かではございませんけれども、制度開始当時の厚生労働省と各システム会社が集まったやり取りの中で、厚生労働省側の説明とシステム会社側の解釈にそごが生じており、また市がそれを確認できなかったといったことから、こういった結果になったと考えております。

○齊藤克己議長 熊谷議員。

○熊谷二郎議員 支給額18万5,022円というのは、これは市で対応していくのか、あるいは国で補填してくれるのか、その点を伺います。

○齊藤克己議長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 今回の追加支給分でございますけれども、こちら介護保険法に基づきまして、国・県・市、それぞれ負担割合が決まっております。具体的には、国が21.14%、県が12.5%、市が12.5%。65歳以上の方の第1号被保険者の保険料が26.86%、40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料が27%となっておりますことから、こちらの負担割合に応じて交付が受けられるものでございます。

○齊藤克己議長 猪原議員。

○猪原陽輔議員 このシステムの改修の期間についてでございますが、発覚したのは12月で、1月26日、本格的に対応しなければいけなくなったという経緯でございますが、そこから9月末ということで、それなりの期間がかかっているわけですが、これはどこのシステム会社もこれぐらいの期間がかかっているという認識でよろしいでしょうか。

○齊藤克己議長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 各自治体、システム会社がそれぞれ違っております。和光市が委託しているシステム会社を使っている自治体につきましては、9月29日に全てシステムの改修が完了したというところがございますので、システム会社によってそれぞれ対応期間が違ってい

るのが現状でございます。

○齊藤克己議長 猪原議員。

○猪原陽輔議員 そうしますと、今、市が委託しているシステム会社以外の会社については、どれくらいの期間で終わったかどうかというのは、確認は取られていないということですか。

○齊藤克己議長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 近隣市の状況でございますけれども、朝霞市が委託しているシステム会社は5月に改修が終わっております。新座市が委託している業者は7月に改修が終わっております。志木市が委託している業者も5月に改修が終了していると報告を受けております。

○齊藤克己議長 猪原議員。

○猪原陽輔議員 そうしますと、一番和光市が時間がかかっているということで、同じ改修内容でなぜこれだけ和光市の業者だけかかったのか、そのあたりはいかがでしょうか。

○齊藤克己議長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 システムの改修に当たりましては、厚生労働省に仕様の確認ですとか、プログラム開発、それから検証にある程度一定期間必要な時間がございまして、市が委託しているシステム会社は9月末まで要したというものでございまして。それぞれ具体的にほかのシステム会社がどういったこの期間のやり取りをしたかということは承知はしておりませんが、万全を期した状態で納品していただいたと認識しているところでございます。

○齊藤克己議長 小嶋議員。

○小嶋智子議員 全国で3分の2がこのような状況ということで御説明いただきましたが、しかし、3分の1はそうではなかったということになると思います。再発防止という点についてはどのようにお考えでしょうか。

○齊藤克己議長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 改めまして、システムの仕様が法令等にのっとって適切に設定されているかどうか確認するとともに、今後も関係法令等も注視しながら再発防止に努めていきたいと考えております。

○齊藤克己議長 小嶋議員。

○小嶋智子議員 多分今までもしていただいていたんだと思うんですね。ただ、先ほどの御説明では、市が確認をできなかったというような御説明がありましたので、確認ができるような状況を市の中でつくっていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○齊藤克己議長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」という声あり〕

ほかに質疑がありませんので、以上にて、高額介護サービス費の追加支給についての質疑を終結いたします。

以上で本日の協議事項は全て終了しました。

記録につきましては、和光市議会の協議等の場の運営等に関する要綱に基づき、正副議長に

一任願います。

以上で全員協議会を閉会いたします。

午後 0時00分 閉会

議 長 齊 藤 克 己

副 議 長 安 保 友 博